

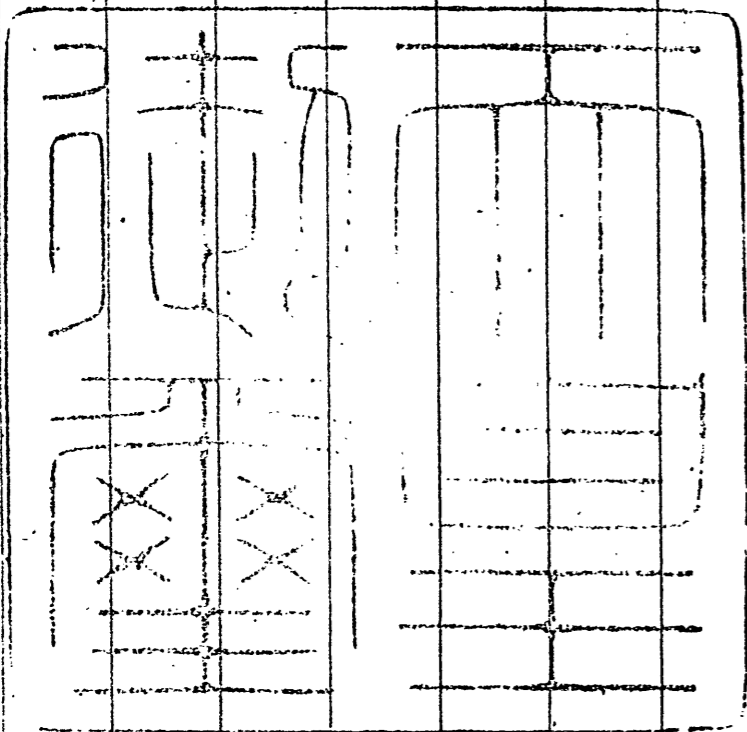
總理 各省大臣 (陰)

勅令第四百九十七號

497

朕は、戦時補償特別措置法施行規則を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



司

周

總理各省大臣(除)

昭和二十一年十月二十八日

内閣總理大臣 吉田 茂

司法大臣 木村篤太郎

内務大臣 大村清一

文部大臣 田中耕太郎

農林大臣 和田博雄

逓信大臣 一松定吉

商工大臣 星島二郎

厚生大臣 河合良成

運輸大臣 平尾常次郎

大藏大臣 石橋湛山

閣





- 三 損害保険中央會
  - 四 法別表一第十四號又は別表二第一號若しくは第二號に掲げる  
保険金に係る保険契約をなした損害保険會社
  - 五 木船保険組合
  - 六 漁船保険組合
  - 七 國民更生金庫
  - 八 帝國鑛業開發株式會社
  - 九 日本石炭株式會社
  - 十 船舶運營會
  - 十一 その他大藏大臣の定めるもの
- 第二條 法第一條第一項第一號の企業整備資金措置法第五條に規定する更改による決済の方法に準ずる決済の方法は、政府（法第一條第二項の政府をいふ。）又は前條の特定機關が戦時補償請求權（法第一條に規定する戦時補償請求權をいふ。以下同じ。）について支拂はるべき金額の全部又は一部を金融機關（法第十四條第四項に規定する金融機關をいふ。以下同じ。）への債權者の預金（その拂戻につ<sup>つき</sup>き、特殊預金に準ずる制限のあるものに限る。）となすことによつて決済をなす方法とする。
- 第三條 法第一條第一項第一號の債權は、政府特殊借入金、債務者特殊借入金、特殊預金及び特殊金錢信託の外、左に掲げるものとする。
- 一 戦時金融金庫特殊借入金
  - 二 前條に規定する決済の方法によつて設定された預金
- 第四條 法第一條第二項及び第三條の公共團體は、左に掲げるものとする。
- 一 都府縣組合、府縣組合、都市町村組合、市町村組合、町村組合並びに東京都内の區及び市町村内の區
  - 二 水利組合、水利組合聯合<sup>会</sup>及び北海道土功組合

- 一 都府縣組合、府縣組合、都市町村組合、市町村組合、町村組合並びに東京都内の區及び市町村内の區
- 二 水利組合、水利組合聯合<sup>会</sup>及び北海道土功組合

第五條 法第一條第三項の預金は、日本興業銀行への預金で、その拂戻につき特殊預金に準ずる制限のあるものとする。

第六條 法第一條第四項の通常の業務に關して生じた請求權は、左に掲げるものとする。但し、舊陸軍省、舊海軍省及び舊軍需省航空兵器總局の業務（これらの官衙の委託に基いて昭和二十年勅令第一號の規定によりなされた業務を含む。）に關して生じた請求權については、第一號に掲げる請求權及び金錢の寄託その他これに準ずるものを原因として生じた請求權とする。

一 俸給、賃金、年金、退職金その他の給與の請求權

二 土地、建物、施設その他の物の讓渡、賃貸、建造、改良、維持又は修理その他の給付の供給で日常の活動に必要なものにして生じた請求權

三 日常の活動に係る金錢の貸借、寄託その他これらに準ずるものを原因として生じた請求權

四 前三號に掲げるものを除く外、日常の活動に關して生じた請求權

第七條 法第四條第四號の請求權は、左に掲げるものとする。但し、法第十七條の規定により消滅した部分の金額に相當する部分を除く。

一 法別表一第十一號及び第十二號の請求權に係る産業設備營團の政府に對する損失補償請求權

二 法別表一第十三號の請求權に係る日本倉庫統制株式會社の政府に對する請求權

三 法別表一第十四號及び別表二第一號の舊戰時特殊損害保險法又はこれによる旨を定めた勅令に基く戰爭保險契約による戰爭保險金の請求權、別表二第二號の舊損害保險國營再保險法に基く勅令に掲げる戰爭保險金の請求權又は従前の損害保險中央會法第十八條第一項に掲げる海上保險金（木船保險の保險金を含

む。一の請求権に係る損害保険會社又は木船保險組合の損害保險中央會に對する再保險金の請求權

四 前號の再保險<sup>金</sup>の請求權又は法別表二第二號の從前の損害保險中央會法第十八條第一項に掲げる海上保險金の請求權に係る損害保險中央會の政府に對する損失補償の請求權

五 法別表一第十四號又は別表二第一號の戰爭保險金の請求權（第三號に掲げるものを除く。）に係る損害保險會社の政府に對する損失補償の請求權

六 法別表二第二號の漁船保險法施行令第二條第二項の保險金の請求權に係る漁船保險組合の政府に對する再保險金の請求權

七 法別表三の請求權に係る國民更生金庫、産業設備營團、帝國鑛業開發株式會社及び日本石炭株式會社の政府に對する請求權  
但し、國民更生金庫及び産業設備營團の請求權については、法第二十二條第二項若しくは法第四十條第二項において準用す

る法第二十二條第一項の規定又は法第三十九條第二項において準用する同條第一項の規定により消滅した貸付金の債權の金額に相當する部分を除く。

前項に定めるものの外法第四條第四號の請求權は、大藏大臣がこれを定める。

第八條 戦時補償請求權について決濟を受けた法人について、法施行前に分割があつた場合においては、分割に因り消滅した法人が戦時補償請求權について受けた決濟については、分割に因り設立された法人が分割に因り消滅した法人から承繼した財産の價額（分割に因り債務を承繼したときは、承繼した財産の價額からその債務の金額を控<sup>除</sup>した金額）のうち各自その受けた利益の價額の占める割合に應じて、分割に因り設立された法人が、各その一部の決濟を受けたものとみなす。

第九條 法第七條の政府特殊借入金は、戦時補償請求權の決濟のた

め設定された政府特殊借入金で第五條に規定する預金を取得するためその債権が日本興業銀行に譲渡されたもの以外のものである。第十條 法第七條の特殊預金等は、戦時補償請求権の決済のため設定された特殊預金、特殊金銭信託及び債務者特殊借入金の外、第三條各號に掲げる債権及び第五條に規定する預金を含む。

第二章 課税價格、控除及び免除

第十一條 法別表一第十四號又は別表二第一號若しくは第二號の請求権の價額又はこれらの請求権について決済のあつた金額は、これらの請求権に係る保険契約に因り支拂はるべき又は支拂はれた保険金の額による。但し、商法第八百三十九條(漁船保険法第二十八條及び木船保険法第三十六條において準用する場合を含む。)の規定に該當する場合においては、當該保険金の額から同條の規定により取得した権利の價額を控除した金額による。

第十二條 法第五條の場合において、相続人が二人以上あつたとき

は、法別表一の請求権で被相続人が決済を受けたものにつき、法第十條第一項及び第二項の規定により、各相続人についての課税價格から控除される金額は、同條第一項及び第二項の規定による控除金額に法第二十四條第一項に規定する割合を乗じて算出した金額による。

第十三條 法第六條第三項の場合において、法別表一又は別表二の請求権で分割に因り消滅した法人が決済を受けたものにつき、法第十條第一項乃至第四項の規定により、分割に因り設立された法人についての課税價格から控除される金額は、同條第一項乃至第四項の規定による控除金額に第八條に規定する割合を乗じて算出した金額による。

第十四條 戦時補償請求権の譲渡があつた場合において、當該戦時補償請求権についての課税價格から控除される金額は、當該戦時補償請求権を最初に取得した者を納税義務者とみなして法第十條



第一項乃至第九項の規定を適用して算出した金額による。

前項の場合において、當該戦時補償請求権を最初に取得した者が、當該戦時補償請求権以外の戦時補償請求権をも最初に取得した者であつたときは、法第十條第三項第一號、第五項及び第九項の規定は、その者が最初の取得者たる戦時補償請求権の課税價格の合計額について、これを適用する。

第一項の場合において、左の各號の一に該當するときは、法第十條の規定により各戦時補償請求権について課税價格から控除される金額は、左の各號の定めるところによる。

一 戦時補償請求権の一部について譲渡があつた場合（第二號に定める場合を除く。）においては、當該請求権の各部分の課税價格から控除される金額は、當該請求権について課税價格から控除される金額を、當該請求権の各部分についての課税價格に按分して算出した金額とする。

二 法第十條の規定による控除につき、前項の規定により法第十條第三項第一號、第五項又は第九項規定のの適用があつた場合において

は、控除につきこれらの規定の適用があつた各戦時補償請求権（戦時補償請求権の一部について譲渡があつたときはその各部分）について課税價格から控除される金額は、同條の規定による控除金額を法別表一の戦時補償請求権についての控除金額、法別表二の戦時補償請求権についての控除金額及び法別表三の戦時補償請求権についての控除金額の區分に従ひ、各區分ごとに計算した金額を、當該別表の各戦時補償請求権（戦時補償請求権の一部について譲渡があつたときはその各部分）について課税價格に按分した金額による。

前項第二號の場合において、法別表一の戦時補償請求権についての控除金額及び法別表二の戦時補償請求権についての控除金額の區分に従ひ、各區分ごとに控除金額を計算するには、左の各號



の定めるところによる。

一 當該請求權を最初に取得した者が個人であつた場合においては、法第十條第三項第一號の規定による控除金額を以て、法別表二の戦時補償請求權の課税價格から控除される金額とし、同條第一項乃至第五項の規定による控除金額から同條第三項第一號の規定による控除金額を控除した金額を以て、法別表一の戦時補償請求權の課税價格から控除される金額とする。

二 當該請求權を最初に取得した者が法人であつた場合においては、法第十條第一項乃至第五項の規定による控除金額を、法別表一の戦時補償請求權の課税價格及び法別表二の戦時補償請求權の課税價格に按分して算出した金額を以て、各、法別表一及び別表二の戦時補償請求權の課税價格から控除される金額とする。

法第十條第三項第一號、第五項及び第九項の規定は、納税義務者につき課税價格から控除される金額が、前四項の規定による控除に因り、同條第三項第一號、第五項又は第九項に規定する金額を超える場合は、その適用がないものとする。

第十五條 保險の目的の譲渡なくして保險契約に因り生じた權利の譲渡があつた場合（當該權利の譲渡後當該權利に因り生じた戦時補償請求權の譲渡があつた場合を含む。）においては、課税價格から控除される金額は、前條の規定にかかはらず、保險事故が発生した時において當該保險の目的を所有してゐた者を納税義務者とみなして、法第十條第一項乃至第九項の規定を適用して算出した金額による。前條第二項乃至第五項の規定は、前項の場合について、これを適用する。

第十六條 法第七條の場合においては、同條の規定の適用に因る課税價格から控除される金額は、前二條の規定にかかはらず、各譲受

につき二千圓とする。

第十四條第五項の規定は、前項の場合について、これを準用する。  
第十七條 法第十條第一項及び第三項第二號の一請求權は、左に掲げるものをいふ。

- 一 法別表一第十四號並びに別表二第一號及び第二號の請求權については一の保險契約に基いて一の事故に因り生じた請求權
- 二 法別表一第八號並びに別表二第三號及び第四號の請求權については、一の船舶に共有物たる船舶については各共有者の請求權につき一の事故に因り生じた請求權

法別表一第九號の請求權については、一の事故に因り生じた請求權

前各號の請求權以外の請求權については、一の命令、処分又は契約に因り生じた請求權 但し、賃貸契約、傭船契約、計氣又は瓦葺の供給契約その他これらに準ずる契約にあつては、當該契約

に因る價の各辨濟期における請求權

第十八條 法第十條第十二項の戦時補償請求權で在外資産たるものは、戦時補償請求權に左に掲げるものをいふ。

- 一 法施行地外にある財産を保險の目的とする保險契約による保險金の請求權（法施行地において決濟を受けた又は受くべきものを除く。）
- 二 前號の外、法施行地外にある財産、不動産及びこれらのものに關する權利に關する請求權
- 三 前二號の外、法施行地外にある事業又は營業に關する請求權
- 四 前三號の外、法施行地外において決濟を受けた又は受くべき請求權

第十九條 前條各款が戦時補償請求權の二以上について戦時補償特別税を課せられる場合において、法第十四條に規定する各期限内にこれらの戦時補償請求權の全部について各款の提出がなかつた

場合においても、これらの戦時補償請求権のうち、あるものについて申告書の提出があつたときは、當該申告書に記載された請求権については、法第十二條の規定を適用する。

第二十条 法第十二條第一項の法人又は團體は、民法第三十四條の規定により設立した法人及び宗教法人並びに大藏大臣の指定するその他の團體とする。

第二十一条 前條の法人又は團體が法第十二條の規定により輕減又は除される戦時補償特別税額は、一萬圓を超えることができない。但し、特別の事由があるときは、この限りでない。

第二十二条 法第十二條第一項の規定により法別表二第一號の請求権につき戦時補償特別税の輕減又は免除を受けようとする者は、法第十四條の規定による申告書の提出前又はその提出と同時に、大藏大臣の定める事項を記載した申請書その他<sup>大藏大臣の</sup>命令で定める書類を、納税地の所轄税務署長を経由して、大藏大臣に提出しなければならない。

第二十三条 税務署長が前條の規定による申告書その他<sup>大藏大臣の</sup>定める書類を受け取つたときは、法第十二條第二項の規定による税金の納付の猶豫の處分があつたものとする。

前項の規定に該當する場合においては、法第十四條又は第三十五条の規定による申告書にその旨を記載して提出しなければならぬ。第二十四条 法第十二條第二項の規定により税金の納付の猶豫があつた場合において、輕減若しくは免除の申請が取り消されたとき又は同條第一項の規定による輕減若しくは免除に關する處分の確定後、納税義務者若しくは代位納付義務者（納税義務者に代位して戦時補償特別税を納付する義務があるもの）<sup>の</sup>納付すべき税金があるときは、税務署長は、納期限を指定して、當該税金を徴収する。

### 第三章 申告及び納付

第二十五条 納税義務者は、昭和二十一年十一月三十日（以下一般申



告期限といふ。一)までに、大蔵大臣の定める事項を記載した申告書  
を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

納税義務者が法第十四條第二項各號の一に該當するときは、納税  
義務者は、當該各號の定める金融機關を経由して、(該當する金融  
機關が二以上ある場合においては、當該金融機關を経由して各別)と  
前項の申告書を提出しなければならない。

第二十六條 通信、交通その他の状況により、一般申告期限内に前條  
第一項の申告書を提出することができない者は、状況が是れ以後一  
箇月以内に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない  
い。

法第十四條第二項の規定は前項の場合には、これを適用しない。  
第二十七條 課税價格が法第十條に規定する控除金額以下の場合にお  
いて、戦時補償請求権の全部が左の各號に該當するときは、納税義  
務者は、前二條の規定による申告書を提出する必要があるない。

一 法施行前において金銭で支拂を受けてゐるとき

二 企業整備資金措置法第五條に規定する更改による決済の方法(第  
二條に規定する決済の方法を言ふ。)で決済を受け、且つ、法施  
行前において政府特殊借入金(法第七條の政府特殊借入金をいふ。  
以下第四十條に規定する場合を除く外同。)又は特殊預金(法  
第七條の特殊預金をいふ。以下同。)の全額につき、拂戻、  
解除若しくは償還又は混同に因る消滅があつたとき

戦時補償請求権で在外資産たるものについては、納税義務者は、  
前二條の規定による申告書を提出する必要がない。但し、大蔵大臣  
が必要があると認めずその提出につき特別の定をなした場合は、こ  
の限りでない。

第二十八條 法及びこの法において金融機関とは銀行及び信託會社  
の外、左に掲げる法人をいふ。

- 一 信託會社

- 一 保險會社
  - 二 中央金庫
  - 三 商丁組合中央金庫
  - 四 庶民金庫
  - 五 戰時金融金庫
  - 六 都道府縣農業會
  - 七 市街地信用組合
  - 八 信用組合
  - 九 市町村農業會
  - 十 國民更生金庫
- 第二十九條 納稅義務者は、法第十條の規定による申告期限内に、戦時補償特別税を納付しなければならない。
- 前項の場合において、金銭を以て戦時補償特別税を納付しようとするときは、大蔵大臣の定める書式による納付書を添へて、日本銀行の本店、支店又は代理店に納付しなければならない。

第一項の場合において、政府特殊借入金金の債権を政府に譲渡し、これを以て戦時補償特別税の納付に充てようとするときは、大蔵大臣の定める書式による納付書を添へて、政府特殊借入金證書又は政府特殊借入金證書交付通書を日本銀行の本店、支店又は代理店に提供し、納付方を申し出なければならない。

前項の規定による申出があつたときは、政府特殊借入金金の譲渡による戦時補償特別税の納付があつたものとする。

前二項の場合において、戦時補償特別税の納付に充てるため譲渡の申出があつた政府特殊借入金金の債権の全部若しくは一部が存在しなかつたとき、納稅義務者が當該債権の全部若しくは一部について権利を有してゐなかつたとき又は當該債権の全部若しくは一部が法第七條の政府特殊借入金でなかつたときは、當該部分の金額の限度において、初めから戦時補償特別税の納付がなかつたものとする。

第三十條 納税義務者が法第十四條第二項の規定により申告書を提出した場合においては、同項に規定する金融機関は、申告書の提出と同時に、納税義務者から戦時補償特別税を徴收しなければならない。

前條第二項乃至第五項の規定は、前項の場合において、納税義務者が金融機関に戦時補償特別税を納付する場合に、これを準用する。

第三十一條 金融機関は、前條第一項の規定により戦時補償特別税を徴收したときは、一般申告期限の属する月の翌月末日までに、大蔵大臣の定める書式による納付書を添へて、これを日本銀行の本店、支店又は代理店に拂ひ込まなければならない。

前項の場合において、金融機関は、前條第二項において準用する第二十九條第三項の規定により政府特殊借入金の債権を以て戦時補償特別税を徴收したときは、一般申告期限の属する月の翌月末日までに、大蔵大臣の定める書式による納付書及び同項の規定により提供された政府特殊借入金證書又は政府特殊借入金證書交付通知書を

添へてその旨を、日本銀行の本店、支店又は代理店に通知しなければならない。

第三十二條 法第十九條第一項又は第二項の規定に該當する場合においては、納税義務者が一般申告期限内に法第十四條第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合の外、左の各號の一に該當する場合において、日本銀行本店所在地の所轄税務署長又は特殊預金等の預入先の金融機関（特殊金銭信託については受託者たる金融機関、債務者特殊借入金については債務者たる金融機関をいふ。以下同じ。）は、法第十九條第一項又は第二項の規定により、當該各號に規定する戦時補償特別税を徴收する。

一 納税義務者が法第十四條第一項の規定による申告書を提出したが戦時補償特別税を納付しなかつた場合においては、その納付しなかつた戦時補償特別税

二 申告書に記載すべき戦時補償請求権について、申告書の記載



に脱漏があつた場合においては、當該戰時補償請求權に對する戰時補償特別税

第三十三條 特殊預金等の預入先の金融機關は、法第十九條第二項の規定により戰時補償特別税を徴收したときは、一般申告期限の屬する月の翌月末までに、大藏大臣の定める書式による納付書を添へ、これを日本銀行の本店、支店又は代理店に拂ひ込まなければならぬ。

第三十四條 法第十八條又は第十九條第二項の規定による政府特殊借入金の債權の讓渡又は特殊預金等の期限前の拂戻、解除若しくは償還については、企業整備資金措置法（昭和二十一年法律の企業整備資金措置法を廢止する等の法律附則の規定によりなほその效力を有するもの）とされた同法をいふ。第十二條又は第十四條（昭和二十一年法律の企業整備資金措置法を廢止する法律附則の規定によりなほ效力を有するもの）とされた臨時資金調整法第十條

ノ二第三項において準用する場合を含む。の規定は、これを適用しない。

第三十五條 納税義務者が法第十八條の規定により特殊預金等について期限前の拂戻、解除又は償還を申し出たときは、その特殊預金等の預入先の金融機關は、他の法令又は契約にかかはらず、その申出に應じなければならぬ。

第三十六條 法第十八條の規定により戰時補償特別税が納付された場合において、政府特殊借入金の債權又は特殊預金等について擔保權が存してゐたときは又は強制執行手續、國稅徵收法による強制徵收手續その他これらの手續に準ずるものが進行中であつたときは、納税義務者は、擔保權者又は差押債權者（國稅徵收法により強制徵收手續その他これらの手續に準ずるものが進行中であつたときは、差押をなした收稅官吏又はこれに準ずる者を含む。）にその旨を通知しなければならぬ。

前項の規定は、法第十九條の規定により戦時補償特別税が徴收された場合について、これを準用する。この場合において、同項中「納税義務者」とあるのは、「政府特殊借入金債権については、日本銀行本店所在地の所轄税務署長、特殊預金等については、その預入先の金融機關」を讀み替へるものとす。

第三十七條 前三條の規定は、法第十二條第二項の規定により徴收を猶豫された戦時補償特別税を、國稅徵收法により特殊預金等をして徴收する場合について、これを準用する。

第三十八條 法第二十二條第一項の規定に該當する金融機關が損害保險會社又は損害保險中央會に對し二以上の貸付金の債権を有する場合においては、各貸付金の金額のうち同項の規定により消滅する金額は、當該金融機關が一般申告期限の翌日において有する各債権の金額に按分して計算した金額による。

前項の規定は、法第二十二條第二項の規定に該當する金融機關

が國民更生金庫又は産業設備營團に對し各二以上の貸付金の債権を有する場合について、これを準用する。

第三十九條 法第二十二條第一項又は第二項の場合においては、金融機關は、一般申告期限後二箇月以内に、大藏大臣の定める事項を、本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に届け出ることに、損害保險會社若しくは損害保險中央會又は國民更生金庫若しくは産業設備營團に通知しなければならない。

第四十條 法第二十三條第一項の規定により物納に充てることができたる財産は、左に掲げるものとす。

- 一 國債（政府特殊借入金を含む。）及び地方債
- 二 社債及び特別の法令により設立された法人で會社でないもの（以下特殊法人といふ。）の發行する債券並びに全額拂込済の株式及び特殊法人に對する出資 但し、換價が容易なものに限る。

三 不動産

第四十一條 法第二十三條第一項の規定により物納に充てる場合における前條の財産の收納價額は、財産税法第三章の規定及びこれに基いて發する命令により算定した價額による。

第四十二條 戦時補償特別税の物納を申請しようとする者は、法第十四條の規定による申告書の提出前若しくはその提出と同時に、又は法第二十九條第一項の規定による納期限前に、大蔵大臣の定める事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

第二十三條の規定は、前項の規定による申請書の提出があつた場合に、これを準用する。この場合において、同條第一項中「法第十二條第二項」とあるのは、「法第二十三條第四項」と讀み替へるものとする。

第四十三條 税務署長は、納税義務者の物納に充てようとする財産

が管理又は處分をなすに不適當と認めるときは、その變換を命じ又は物納を許可しないことができる。

第四十四條 納税義務者前條の規定により物納に充てようとする財産の變換を命ぜられた場合において、他の財産を以て物納に充てようとするときは、その旨の通知を受けた後二十日以内に、大蔵大臣の定める事項を記載した申請書を、納税地所轄税務署長に提出しなければならぬ。

納税義務者が前項の期間内に同項の申請書を提出しなかつたときは、物納の申請はその效力を失ふ。

第四十五條 物納の許可を受けた税額に相當する戦時補償特別税は、物納に充てようとする財産の引渡、所有權移轉の登記その他法律令により第三者に對抗することのできる要件を充足した時において納付があつたものとする。

第四十六條 第四十二條第二項において準用する第二十三條の規定



により税金の納付の猶豫の處分があつた場合において、物納の申請が取り消されたとき、又は物納の許可若しくは不許可の處分の確定後若しくは第四十四條第二項の規定により物納の申請がその效力を失つた後において納税義務者の納付すべき税金があるときは、税務署長は、納期限を指定して、當該税金を徴収する。

第四十七條 法第二十三條第一項の規定により戦時補償特別税の延納を申請しようとする者は、法第十四條の規定による申告書の提出前若しくはその提出と同時に又は法第二十九條第一項の規定による納期限前に、大藏大臣の定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

納税義務者が第四十二條の規定による申請書を提出した場合において、物納を許可されなかつたとき又は第四十四條第一項の規定により物納に充てようとする財産の變換を命ぜられたときは、當該戦時補償特別税については、前項の規定にかかわらず、その

旨の通知を受けた後二十日以内に、前項の申請書を提出することができる。

第二十三條の規定は、前二項の規定による申請書の提出があつた場合に、これを準用する。この場合において、同條第一項中「法第十二條第二項」とあるのは、「法第二十三條第四項」と讀み替へるものとする。

第四十八條 法第二十三條第一項に規定する擔保の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 國債、地方債並びに税務署長において確實と認める社債（特殊法人の發行する債券を含む。）及びその他の有價證券
- 二 土地
- 三 保険に附した家屋
- 四 保険に附した立木
- 五 保険に附した船舶

六 工場財團、鑛業財團、漁業財團、鐵道財團、軌道財團、運河財團及び自動車交通事業財團

七 稅務署長において確實と認めらる保證人の保證

第四十九條 擔保として前條第一號の財産を提供しようとする者は、これを供託し、その供託受領證を納稅地の所轄稅務署長に提出しなければならぬ。但し、登録國債又は社債等登録法により登録した社債等については、その登録を受け登録濟通知書又は登録濟證書を提出し、なほ乙種國債登録簿に登録したものであるについては、記名國債證券を供託し、その供託受領證をも提出しなければならぬ。

擔保として前條第二號乃至第六號の財産を提供した者があるときは、稅務署長は、抵當權の登記又は登録を登記所又は登録官廳に囑託しなければならぬ。

第五十條 稅務署長は、擔保物の價額が減少したと認めるとき又は

保證人の資力が納稅を擔保するに足りなくなつたとき認めるときは、増擔保を提供させ又は保證人を變換させることができる。

擔保として提供した第四十八條第一號に規定する財産については、償還、支拂等を受けるに至つたとき、又は家屋、立木若しくは船舶が滅失したとき若しくはその保險契約が消滅したときは、納稅義務者はこれに代る擔保を提供しなければならぬ。

第五十一條 前條の規定により擔保を提供しなければならぬ場合においてこれを提供せず、又は保證人を變換しなければならぬ場合においてこれを變換しないときは、稅務署長は、延納の許可を取り消して納稅を一時に徵收することができる。延納納稅金を滞納した場合においてもまた同じ。

第五十二條 延納の許可を受けた者が、延納納稅金を滞納した場合において、擔保物があるときは、擔保物を公賣に付し延納納稅金(督

促手数料、延滞金及び公賣の費用を含む。以下本條において同じに充て、又、保證人があるときは、保證人に通知して延納税金を納付させる。

前項の規定による公賣手續については、國稅滯納處分の場合における公賣の例による。

第一項の規定により擔保物を公賣に付しようとする場合においては、擔保物の價額が延納税金に充てなほ不足があるとき認めるときは、納稅義務者の他の財産につき滯納處分を行ふことができる。納稅義務者に對して滯納處分を執行した場合において、その財産の價額が徴收すべき延納税金及び滯納處分費に充てなほ不足があるとき認めるときは、保證人に對して滯納處分を行ふことができる。

前項の保證人は、國稅徴收法第三十二條第一項の規定の適用については、これを滯納者とみなす。

第五十三條 延納税金が完納されるときは、稅務署長は、擔保解除の手續をしなければならぬ。

第五十四條 法第二十三條第五項の規定により延納税額に加算する税額は、延納税額の本納額(滯納に係る額を除く。)に、第一回に納付すべき延納税額については、法第十五條第一項又は法第二十九條第一項の納期限の翌日から、第二回以後に納付すべき延納税額については、前回の延納税額の納期限の翌日から、各延納税額の納期限までの日數に應じ、年百分の十の割合を乗じて算出した金額による。

第五十五條 第四十七條第三項において準用する第二十三條の規定により税金の納付の猶豫の處分があつた場合において、延納の申請が取消されたとき、又は延納の許可若しくは不許可の處分の確定後納稅義務者の納付すべき税金があるときは、稅務署長は、納期限を指定して、當該税金を徴收する。

第五十六條 法第二十五條第一項の預金、貯金その他の債權は、左に



掲げるものとする。但し、擔保権が存するものを除く。

一 銀行、市町村農業者、信用組合、市街地信用組合その他大蔵大臣の指定する者に對する定期預金、定期貯金、据置貯金又は定期積金

二 信託會社（信託業務を兼營する銀行を含む。）に對する合同運用信託（所得税法第七條に規定する合同運用信託をいふ。以下同じ）に關する權利 但し、納税義務者が委託者であり、且つ、受益者であるものに限る。

三 恩給金庫に對する定期貯金

第五十七條 納税義務者が前條に掲げる定期預金、定期貯金、据置貯金若しくは定期貯金の全部若しくは一部につき期限前の拂戻を請求し、又は定期積金若しくは合同運用信託につき契約を解除し若しくは變更してその拂ひ込んだ掛金若しくは信託した金額の全部若しくは一部に相當する金額の給付を請求しようとするときは、第二十

九條第二項（第三十條第二項において準用する場合を含む。）に規定する納付書又はこれに準ずる書類に、大蔵大臣の定める事項について、納税地の所轄税務署長の證明を受け、これを金融機關に呈示しなければならぬ。

前項の場合において金融機關が納税義務者から同項の規定による證明のある書類の呈示を受けたときは、金融機關は納税義務者の請求に應じなければならぬ。

前項の規定により金融機關が請求金額の拂戻又は給付をなす場合においては、金融機關は、<sup>主務大臣</sup>大蔵大臣の定めることにより、その金額に對する利子、利子相當額又は利益額を支拂はなければならぬ。第五十八條 前條の場合においては、金融機關は、何らの名義を以てするを問はず、納税義務者から補償金、手数料その他これらに類するものを受けることができない。

第四章 代位納付

第五十九條 法第三十三條第二項の場合において、代位納付義務者が二人以上あるときは、各代位納付義務者の納付すべき戦時補償特別税の税額は、課税價格につき法第十條乃至第十三條の規定を適用して算出した戦時補償特別税の額から納税義務者の法施行の際現に有する政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等の金額を控除した金額を、各代位納付義務者が法施行の際現に有する政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等の金額に按分して計算した金額とする。

前項の規定は、法第三十四條第一項及び第二項の場合に、これを準用する。

第六十條 法第三十四條第一項の企業整備資金措置法第五條に規定する更改によつる決済の方法に準ずる決済の方法は、第二條に規定する決済の方法とする。

第六十一條 法第四十一條第一項の場合においては、代位納付義務者は、政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等の取得に要した對價のうち、戦時補償特別税の納付に充てた政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等の取得に要した部分に相當する金額について、譲渡人に對し、求償をなすことができる。

第六十二條 法第四十一條第二項の場合においては、譲渡人は、求償に應じて履行せしめた金額の限度において、政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等のうち、納税に充てられた部分の取得に要した對價に相當する金額について、その政府特殊借入金金の債権又は特殊預金等を譲渡した者に對し、求償をなすことができる。

第六十三條 法第三十四條の規定により戦時補償特別税を納付した代位納付義務者は、納税義務者その他同條に規定する債務の決済をなした者に對し、その納付した戦時補償特別税の税額について、求償をなすことができる。

第六十四條 第二十五條第一項、第二十六條及び第二十七條の規定は、前條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

法第三十五條の規定による代位納付義務者の申告書の提出について、これを準用する。この場合において、第二十六條第二項中「法第十四條第二項」とあるのは、「法第三十五條第二項」と讀み替へるものとする。

第二十九條乃至第三十七條の規定は、代位納付義務者が、戦時補償特別税を納付する場合又は代位納付義務者から戦時補償特別税を徴収する場合にわいて、これを準用する。この場合において、第二十九條第一項中「法第十四條」とあるのは、「法第三十五條」、「戦時補償特別税」とあるのは、「戦時補償特別税（法第三十九條第一項又は第二項の規定により税金納付の義務を免除される分を除く）」、第三十條第一項中「法第十四條第二項」とあるのは、「法第三十五條第二項」、「第三十二條中「法第十九條第一項又は第二項」とあるのは、「法第三十八條第一項又は第二項」、「法第十四條第一項」とあるのは、「法第三十五條第一項」、「法第十九條第一項」とある

の法、~~「法第三十八條第二項」~~、第三十三條中「法第十九條第二項」とあるのは、「法第三十八條第二項」、第三十四條中「法第十八條又は第十九條第二項」とあるのは、「法第三十八條第二項又は法第四十條第一項において準用する法第十八條」、第三十五條及び第三十六條第一項中「法第十八條」とあるのは、「法第四十條第一項において準用する法第十八條」、第三十六條第二項中「法第十九條」とあるのは、「法第三十八條」と讀み替へるものとする。

第三十八條及び第三十九條の規定は、代位納付義務者たる金融機關又は、代位納付義務者の有する特殊預金等の預入先の金融機關が、法別表一第十四號、別表二第一號若しくは第二號又は別表三に掲げる請求権の決済に必要な資金を損害保険會社若しくは損害保険中央會又は國民更生金庫若しくは産業設備營團に融通したため、貸付金の債権を有する場合について、これを準用する。この場合において、第三十八條第一項中「法第二十二條第一項」と

あるのは、「法第三十九條第一項又は法第四十條第二項において準用する法第二十二條第一項」、同條第二項中「法第二十二條第二項」ごあるのは、「法第三十九條第二項又は法第四十條第二項において準用する法第二十二條第二項」、第三十九條中「法第二十二條第一項又は第二項」ごあるのは、「法第三十九條第一項若しくは第二項又は法第四十條第二項において準用する法第二十二條第一項若しくは第二項」ご讀み替へるものとする。

第五章 雜則

第六十五條 日本銀行及び第一條に掲げる特定機關は、大藏大臣の定める調書を、昭和二十一年十二月三十日までに、納税地の所轄事務署長に提出しなければならない。

第六十六條 財務局長は、戦時補償特別税の調査に關し必要があるときは、日時及び場所を指定し、法第四十九條第一項に規定する者の出頭を命ずることができる。

第六十七條 法第五十三條の場合においては、納税義務者は、その納付した戦時補償特別税額又は法第四十一條第一項乃至第三項並びに法第四十二條第一項及び第二項の規定により求償に應じて履行した金額の限度において、その戦時補償請求權は法第四十條の規定による控除金額に相當する部分を除く。この取得に要した對價に相當する金額について、讓渡人に對し、求償なすことができる。

第六十二條の規定は、第一項の場合について、これを準用する。

第六十八條 法第五十四條の規定により、個人の所得税法による所得、營業税法による純益又は舊臨時利得税法による利益の金額から控除すべき事業の収益で戦時補償請求權に因るものの金額は、當該戦時補償請求權について課せられた戦時補償特別税の税額を限度とする。

第六十九條 法第五十四條の規定の適用を受けようとする者は、戦時補償特別税の納付又は徴收のあつた日（戦時補償特別税の延納



の申請をなした場合には、その申請の日)の翌日から三十日以内に、大蔵大臣の定める事項を記載した申請書その他大蔵大臣の定める書類を、所轄税務署長に提出しなければならない。

税務署長は、特別の事情があるを認めるときは、大蔵大臣の定めるところにより、前項の申請がなかつた場合においても、法第

五十四條の規定による免除をなすことができる。

第七十條 法第五十五條の規定により、法人の法人税法による各事業年度の普通所得、営業税法による各事業年度の純益、舊臨時利得税法による利益又は特別法人税法による各事業年度の剰餘金の金額から控除すべき戦時補償請求権に因る益金の金額は、當該戦時補償請求権について課せられた戦時補償特別税の税額を限度とする。

第七十一條 法第五十五條の規定の適用を受けようとする法人は、戦時補償特別税の納付又は徴収のあつた日(戦時補償特別税の延納の申請をなした場合)においては、その申請の日)の翌日から五十日以内(當

該戦時補償特別税の納付、徴収又は延納の申請のあつた日の後決算の確定した事業年度分については、當該決算の確定した日の翌日から五十日以内)に、大蔵大臣の定める事項を記載した申請書その他大蔵大臣の定める書類を、所轄税務署長

に提出しなければならない。前項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七十二條 法第五十七條第一項の規定により、相続税の課税價格から控除すべき戦時補償特別税額は、左の各號に定めるところによる。

一 相続人(受遺者及び受贈者を含む。以下同じ。)が戦時補償特別税の納税義務者であるときは、當該戦時補償特別税額(相続人が求償することができたる金額を除く。)

二 前號の場合において代位納付義務者が戦時補償特別税を納付したときは、當該戦時補償特別税額のうち代位納付義務者が相続人に對して求償することができたる金額(相続人が求償することができたる金額を除く。)

三 相続人が戦時補償特別税の代位納付義務者であるときは、當該戦時補償特別税額のうち相続人が讓渡人に對して求償することができたる金額を控除した金額

四 相続財産たる戦時補償請求権の讓渡を受けた者が戦時補償特別税の納税義務者であるときは、當該戦時補償特別税額のうちその

納税義務者が相続人に對して求償することができる金額（相続人が求償することができざる金額を除く。）

第七十三條 法第五十八條の規定を適用する場合において、同條に規定する割合の計算の基礎となすべき戦時補償特別税額は、左の各號に定めるところによる。

一 相続人が戦時補償特別税の納税義務者であるときは、當該戦時補償特別税額

二 前號の場合において代位納付義務者が戦時補償特別税を納付したときは、當該戦時補償特別税額のうち代位納付義務者が相続人に對して求償することができる金額

三 相続財産につき生じた戦時補償請求権の譲渡を受けた者が戦時補償特別税の納税義務者であるときは、當該戦時補償特別税額のうちその納税義務者が相続人に對して求償することができる金額

前項の場合において、法第五十八條に規定する割合の計算の基礎となすべき戦時補償特別税額は、當該相続財産の課税價格から法第十條の規定により控除された金額で當該戦時補償請求権に係る部分を控除した金額を限度とする。

第七十四條 法第五十七條又は第五十八條の規定は、左の各號に定める戦時補償特別税額については、これを適用しない。

一 法第二十三條第五項の規定により加算する戦時補償特別税の加算税額

二 法第六十條の規定により、土地若しくは建物又は鑛業權若しくは砂鑛權が舊所有者又は舊鑛業權者若しくは舊砂鑛權者に譲渡された場合における同條第一項に規定する對價の請求権につき課せられた戦時補償特別税額

第七十五條 法第五十七條又は第五十八條の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第十一條に規定する期間内（同條に規定する期

限がこの勅令施行後六十日前に満了するときは、この勅令施行後六十日以内)に、大蔵大臣の定める事項を記載した申請書を、所轄職務署長に提出しなければならない。

第六十九條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第七十六條 法第六十條第一項の規定により土地又は建物が譲渡された場合において、法施行の際現に當該土地若しくは建物が公用若しくは公共の用に供せられてあるときは、國若しくは地方公共團體において當該土地若しくは建物が公用若しくは公共の用に供せられてあるときは、又は當該土地若しくは建物がその所有者たる特定機關の用に供せられてあるときは、當該公用若しくは公共の用に供せられてある期間又は特定機關の當該用途に供せられてある期間に限り、國、地方公共團體又は特定機關は引續き當該土地又は建物を使用することができる。

法第六十條第一項の規定により土地又は建物を譲渡された場合において、法施行の際現に當該土地又は建物が國、地方公共團體又は特定機關により他人の使用に供せられてあるときは、法施行の際現にこれを使用してある者は、その際現に存する契約又は處分に定める期間に限り、引續き當該土地又は建物を使用することができる。

前二項の場合においては、對價その他使用に關する條件は當事者間の協議による。

前項の場合において、協議ができないときは又は協議が調はないときは、當事者の請求により、裁判所がこれを定める。

第七十七條 法第六十條第一項に規定する土地若しくは建物又は營業標若しくは砂利標の譲渡又は收用の對價を支拂を受けた者が、他の戦時補償請求権についてもこれを最初に取得した者であつた場合において、これらの戦時補償請求権について戦時補償特別法を課せられたため、法第六十條第五項の規定の適用があつたときは、法第六十

條第二項の規定する對價の請求權に課せられた戦時補償特別税額は、當該請求權の課税價格から、第十四條第三項及び第四項の規定による計算した法第七十條の規定による控除金額を控除した金額による。

第七十八條 第七十六條第二項の場合において、國、地方公共團體又は特定機關以外の者が土地又は建物につき有益料を出したときは、舊所有者は、その費用の額に相當する金額を、その費用を出した者に、支拂はなければならぬ。

第七十九條 法第六十條第四項の規定により、政府が地方公共團體又は特定機關に對し戦時補償特別税に相當する金額の一部を交付する場合は、當該土地若しくは建物又は營業種若しくは砂鑛權の地方公共團體又は特定機關への譲渡又は取用に際し、政府が補助金等の交付により對價の一部を負担してゐた場合に、前項の場合における交付金の金額は、戦時補償特別税に相當する金額から政府の負担した金額を控除した金額による。

第八十條 法第六十一條第一項の場合には、鑛業權又は砂鑛權が國、地方公共團體又は特定機關に譲渡された後に消滅した場合の外、鑛業權者が、企業整備の目的を以て日本石炭株式會社との契約に基いて鑛業權の登記を抹消した場合とする。

法第六十一條第一項の請求權とは、對價の請求權の外、前項の鑛業權者が同項の契約に基き取得した日本石炭株式會社に對する戦時補償請求權とする。

第八十一條 法第六十一條第一項の規定の適用を受けようとする者は、鑛業法の定めるところに従ひ、地方商工局長に出願しなければならない。

前項の出願に際しては、商工大臣の定める書類を、出願に関する書類に添附しなければならない。

第八十二條 會社その他の法人が昭和二十年八月十五日以前においてなした資金の融通、有價證券の應募、引受若しくは買入又は債



務の引受若しくは保證に因り生じた又は生ずべき損失で、政府に  
おいて補償すべきものは、他の法令又は契約にかかはらず、これ  
を補填しない。但し、左に掲げる損失補償、損失補償又は補給に  
ついては、この限りでない。

- 一 日本銀行特別融通及損失補償法第四條第一項の規定に基く政  
府と日本銀行との間の契約による損失補償
- 二 不動産融資及損失補償法第六條の規定に基く政府と日本勸業  
銀行、又は北海道拓殖銀行との間の契約による損失補償
- 三 農林中央金庫特別融通及損失補償法第五條第一項の規定に基  
く政府と農林中央金庫との間の契約による損失補償
- 四 農村負債整理資金特別融通及損失補償法第五條第一項又は第  
六條の規定に基く政府と都道府縣又は農林中央金庫、日本勸業  
銀行、若しくは北海道拓殖銀行との間の契約による補給又は損  
失補償

- 五 國民更生金庫法第三十七條第一項の規定に基く政府と國民更  
生金庫との間の契約による損失補償で、國民更生金庫の同法第  
十七條第一項<sup>第一號</sup>及び第三項<sup>第一號</sup>に掲げる業務に關するもの
- 六 舊銀行等資金運用令第七條の規定に基く政府と日本勸業銀行  
との間の契約による損失補償で、庶民金庫のなした生計應急資  
金及び簡易住宅建設資金の融通につき日本勸業銀行のなした債  
務の保證に因るもの

- 七 昭和九年二月十日公布の豫算外國庫の負擔契約の件のうち、  
「一般會計商工省所管罹災地中<sup>中</sup>商工業復興資金融通損失再補償」  
の權限に基く政府と都道府縣又は市との間の契約による損失  
八 昭和十二年三月三十日公布の豫算外國庫の負擔契約の件の  
うち、「一般會計商工省所管中小商工業資金融通損失再補償」(昭  
和十三年三月六日、昭和十四年三月一日、昭和十六年三月五日  
及び昭和十九年二月十五日公布の豫算外國庫の負擔契約の件に

より改定された分を含む。)の権限に基く政府と都道府縣又は市との間の契約による損失再補償

第八十三條 政府が會社その他の法人のためになした保證は、法施行の日において、その效力を失ふ。但し、左に掲げるものについてなした保證はこの限りでない。

- 一 更生債券
  - 二 庶民債券
  - 三 住宅債券
  - 四 交通債券
  - 五 醫療債券
  - 六 農地開發債券
  - 七 大日本育英會の借入金
- 第八十四條 法第二十一條及び第二十七條乃至第二十九條(法第四十條第一項及び第三項において準用する場合を含む。)、第五十

條並びに第五十一條中政府とあるのは、納稅地の所轄稅務署長とし、法第三十條及び第三十一條(法第四十條第三項において準用する場合を含む。)中政府とあるのは、納稅地の所轄財務局長とする。

附 則

この勅令は、法施行の日から、これを施行する。